



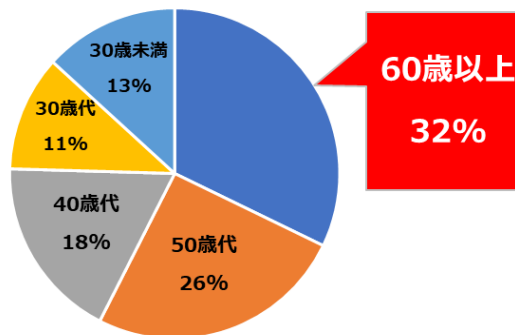
事業者のみなさまへ

「高年齢者の労働災害防止のための措置」 が事業者の努力義務になりました！

～「高年齢者の労働災害防止のための指針」について～

「高年齢者の労働災害防止のための指針」の背景

人生100年時代を迎え、高齢者から若者まですべての人が元気に活躍でき、安心して暮らせる社会づくりが必要とされています。今後、60歳以上の雇用が一層進むものと予測される中、**長野県内の労働災害による休業4日以上**の死傷者のうち、**60歳以上の労働者の占める割合は32%**（令和7年）となっており、**増加傾向にあります**。全国的にも同様の状況となっており、高年齢労働者の安全と健康を確保するため、**高年齢者の労働災害防止対策を努力義務とし、「エイジフレンドリーガイドライン」が法的根拠のある「高年齢者の労働災害防止のための指針」（以下「指針」。）に格上げ**されました。



【年齢別労働災害発生状況・令和7年長野県内】



指針について（令和8年2月10日公示）

この指針は、労働安全衛生法（昭和47年法律第57号）第62条の2第2項の規定に基づき、同条第1項に規定する高年齢者の特性に配慮した作業環境の改善、作業の管理等、高年齢者の労働災害の防止を図るために事業者が講ずるよう努めなければならない措置に関して、その適切かつ有効な実施を図るため定めたものです。事業者は、この指針の第2に規定する事業者が講ずべき措置のうち、各事業場における高年齢者の就労状況や業務の内容等の実情に応じて、**高年齢者の労働災害防止対策に積極的に取り組むよう努めてください**（関係の情報、支援などは本リーフレットの4ページを参照ください。）。

また、**労働者が自己の健康を守るための努力の重要性を理解し、積極的に自らの健康づくりに努めることができるよう、事業者は、労働者と連携・協力して取組を進めることが重要**です。

1 安全衛生管理体制の確立等

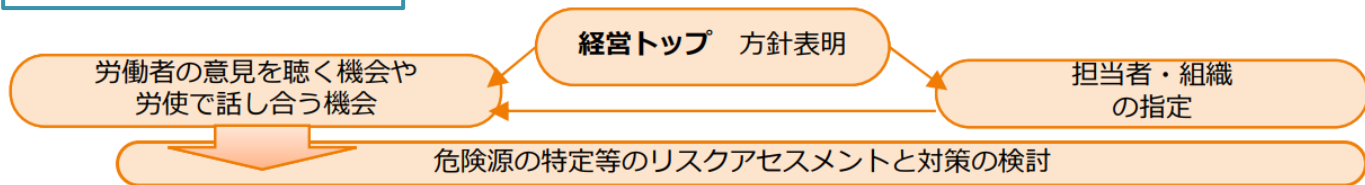
1 経営トップによる方針表明及び体制整備

- ① **経営トップ自らが、高年齢者労働災害防止対策に取り組む姿勢を示し、企業全体の安全意識を高めるため、高年齢者労働災害防止対策に関する事項を盛り込んだ安全衛生方針を表明**すること。
- ② 安全衛生方針に基づき、高年齢者労働災害防止対策に取り組む組織や担当者を指定する等により、**高年齢者労働災害防止対策の実施体制を明確化**すること。

2 安全衛生委員会等における調査審議等

- ① 安全委員会、衛生委員会又は安全衛生委員会を設けている事業場においては、**高年齢者労働災害防止対策に関する事項を調査審議**すること。
- ② 安全衛生委員会等を設けていない事業場においては、**高年齢者労働災害防止対策について、労働者の意見を聴く機会等**を通じ、労使で話し合うこと。
※産業医が選任されていない事業場においては、**地域産業保健センター等の外部機関を活用することが有効**であること。

安全衛生管理の基本的体制



3 危険源の特定等のリスクアセスメントの実施

高齢者の身体機能等の低下等による労働災害の発生リスクについて、**災害事例やヒヤリハット事例から危険源の洗い出しを行い、当該リスクの高さを考慮して、下記ア～エの観点で高齢者労働災害防止対策の優先順位を検討**（以下「**リスクアセスメント**」という。）すること。

- (ア) 危険な作業の廃止・変更等、設計や計画の段階から労働者の就業に係る危険性又は有害性を除去又は低減する措置
- (イ) 手すりの設置や段差の解消等の工学的対策
- (ウ) マニュアルの整備等の管理的対策
- (エ) 身体負担を軽減する個人用の装備の使用

	予防	把握・気づき	措置
場のリスク 安全衛生教育 人のリスク	身体機能を補う 設備・装置の導入 (本質的に安全なもの)	危険箇所、危険作業の洗い出し	身体機能を補う 設備・装置の導入 (災害の頻度や重篤度を低減させるもの)
	メンタルヘルス対策 (セルフケア・ラインケア等)	ストレスチェック ①個人、②集団分析	職場環境の改善等のメンタルヘルス対策
	健康維持と体調管理	作業前の体調チェック	働く高齢者の特性を考慮した作業管理 健診後の就業上の措置 (労働時間短縮、 配置転換、療養のための休業等)
	運動習慣、食習慣等の生活習慣の見直し	健康診断	健診後の面接指導、保健指導
	体づくりの自発的な取組の促進	安全で健康に働くための体力チェック	体力や健康状況に適合する業務の提供 低体力者への体力維持・向上に向けた指導



事例でわかる職場のリスクアセスメント

2 職場環境の改善

身体機能の低下を補う設備・装置の導入

- **階段には手すり**を設け、可能な限り通路の**段差を解消**すること。●床や通路の**滑りやすい箇所に防滑素材**（床材や階段用シート）を採用すること。また、滑りやすい箇所で作業する労働者に**防滑靴**を利用させること。●安全標識や**危険箇所の掲示**により注意喚起を行うこと。●作業場内で定常的に発生する**騒音（背景騒音）の低減**に努めること。
- 不自然な作業姿勢を解消するために、**作業台の高さや作業対象物の配置を改善**すること。

- （介護作業） **リフト、スライディングシート等の導入**により、抱え上げ作業を抑制すること。 など

身体機能の低下を補う設備・装置の導入事例



高齢者の特性を考慮した作業管理

- 事業場の状況に応じて、**勤務形態や勤務時間を工夫**することで高齢者を就労しやすくすること（短時間勤務、隔日勤務、交替制勤務等）。●高齢者の特性を踏まえ、**ゆとりのある作業スピード、無理のない作業姿勢等**に配慮した作業マニュアルを策定し、又は改定すること。

- 健康診断の結果を踏まえた対応**はもとより、管理者を通じて**始業時の体調確認**を行い、**体調不良時に速やかに申し出るよう日常的に指導**すること。●**情報機器作業が過度に長時間にわたり行われることのないよう**に、作業休止時間を適切に設けること。 など

3 高齢者の健康や体力の状況の把握

事業者、高齢者双方が当該高齢者の体力の状況を客観的に把握し、事業者はその体力に合った作業に従事させるとともに、高齢者が自らの身体機能の維持向上に取り組めるよう、主に**高齢者を対象とした体力チェックを継続的に行うこと**。



転倒等リスク評価セルフチェック票
(厚生労働省)



全身持久力の評価方法
(労働安全衛生総合研究所)

4 高齢者の健康や体力の状況に応じた対応

個々の高齢者の健康や体力の状況を踏まえた措置

●健康や体力の状況を踏まえて必要に応じ就業上の措置を講じること。脳・心臓疾患が起こる確率は加齢にしたがって徐々に増加するとされており、高齢者については基礎疾患の罹患状況を踏まえ、**労働時間の短縮や深夜業の回数の減少、作業の転換等の措置**を講じること。●健康診断や体力チェック等の結果、当該**高齢者の労働時間や作業内容を見直す必要がある場合は、産業医等の意見を聴いて実施**すること。

心身両面にわたる健康保持増進措置

事業場における健康保持増進対策の推進体制の確立を図ること、健康診断の結果等に基づき、必要に応じて**運動指導や栄養指導、保健指導、メンタルヘルスケアを実施**すること。（「事業場における労働者の健康保持増進のための指針」及び「労働者の心の健康の保持増進のための指針」参照）

高齢者の状況に応じた業務の提供

高齢者に適切な就労の場を提供するため、職場における一定の働き方のルールを構築するよう努めること。高齢者の業務内容の決定に当たっては、個々の健康や体力の状況に応じて、**安全と健康の観点を踏まえた適合する業務を高齢者とマッチング**させるよう努め、継続した業務の提供に配慮すること。

●業種特有の就労環境に起因する労働災害があることや、労働時間の状況や作業内容により、**個々の労働者の心身にかかる負荷が異なる**ことに留意すること。●危険有害業務を伴う労働災害リスクの高い**製造業、建設業、運輸業等の労働環境と、第三次産業等の労働環境とでは、必要とされる身体機能等に違いがある**ことに留意すること。例えば、**運輸業等においては、運転適性の確認**を重点的に行うこと等が考えられること。

対応例

- 加齢による心身の衰えのチェック項目（フレイルチェック）等を導入。
- 厚生労働省作成の「転倒等リスク評価セルフチェック票」等を活用。
- 事業場の働き方や作業ルールにあわせた体力チェックを実施すること。この場合、安全作業に必要な体力について定量的に測定する手法と評価基準は、安全衛生委員会等の審議を踏まえてルール化すること。



転倒・腰痛防止用
視聴覚教材
（職場のあんぜん
サイト・厚生労働省）

5 安全衛生教育

高齢者に対する教育

高齢者を対象とした教育においては、作業内容とそのリスクについての理解を得やすくするため、**十分な時間をかけ、写真や図、映像等の文字以外の情報も活用**すること。中でも高齢者が、**再雇用や再就職等により経験のない業種や業務に従事する場合には、特に丁寧な教育訓練を行う**こと。併せて、加齢に伴う健康や体力の状況の低下や個人差の拡大を踏まえ、**下記に掲げる点などを考慮して安全衛生教育を計画的に行い、その定着を図ることが望ましいこと。**



- 高齢者が自らの身体機能等の低下が労働災害リスクにつながることを自覚し、体力維持や生活習慣の改善の必要性を理解することが重要**であること。●高齢者が働き方や作業ルールにあわせた体力チェックの実施を通じ、**自らの身体機能等の客観的な認識の必要性を理解することが重要**であること。●高齢者にみられる転倒災害は危険に感じられない場所で発生していることも多いため、**安全標識や危険箇所の掲示に留意するとともに、わずかな段差等の周りの環境にも常に注意を払うよう意識付けをすることが有効**であること。 など



管理監督者等に対する教育

事業場内で教育を行う者や高齢者が従事する業務の管理監督者に対しての教育内容は次に掲げる点が考えられること。

- 加齢に伴う労働災害リスクの増大への対策についての教育
- 管理監督者の責任、労働者の健康問題が経営に及ぼすリスクについての教育

また、こうした要素を労働者が主体的に取り組む健康づくりとともに体系的キャリア教育の中に位置付けることも考えられること。併せて、高齢者が脳・心臓疾患を発症する等緊急の対応が必要な状況が発生した場合に、適切に対応をとることができるよう、事業場において救命講習や緊急時対応の教育を行うことが望ましいこと。

関連機関・各種支援等の情報

厚生労働省

高年齢労働者の安全衛生対策について



厚生労働省

エイジフレンドリー補助金

高年齢労働者の労働災害防止のための設備改善や、専門家による指導を受けるための経費の一部を補助します。



長野産業保健総合支援センター

理学療法士等による職場訪問支援事業

高齢者を含む労働者が安心して安全に働くことができるように、転倒災害・腰痛災害対策に取り組む事業場に対して、理学療法士等が職場に訪問し支援を行います。（費用は無料）



中央労働災害防止協会

中小規模事業場安全衛生サポート事業

以下の方法で無料で安全衛生の専門家のアドバイスが受けられます。

- ① 個別支援（各事業場を訪問し、作業現場や店舗のバックヤード等を拝見します）
- ② 集団支援（オンラインで安全衛生に関する教育や講演を行います）



【 行動災害防止 】

厚生労働省

社内で実施可能な行動災害防止に向けた取り組み

スポーツ庁

Sport in Lifeプロジェクト



長野労働局

健康安全課からのお知らせ（最近のトピックス）

